

「看護師等の届出制度」について（看護職者用）

【 看護師等の届出制度とは 】

2014年6月の医療介護総合確保推進法成立に伴い、「看護師等の人材確保の促進に関する法律(人確法)」の改正が2015年10月に施行されました。施行後、看護職は離職時には住所、氏名、免許番号などの事項を都道府県ナースセンターへ届け出ることが努力義務化されました。離職時に届け出た看護職の方へ都道府県ナースセンターが離職時の状況に合わせ支援を行うことで、看護職としての切れ目のないキャリアを積むことができるよう支援を行います。

【 届出票提出後のナースセンター支援 】

- ナースセンターは提出していただいた「届出票」をもとに「看護師等の届出制度」への代行登録を行い、登録が完了した方には順次、メール等により登録完了をお知らせします。
- 届け出ていただいた情報をもとに、ナースセンターだよりをはじめとする復職や就業に関する情報提供、その他研修案内をメール等によりお届けいたします。
- 復職や就業の意向確認を行い、無料で職業紹介（e ナースセンター）や復職、就業に関する相談、研修など支援いたします。

【 記載上の注意 】

- 届出票内の※は「看護師等の届出制度」の登録の際の必須項目であり、記載漏れの場合は代行登録が行えないため分かりやすくご記入ください。
- 届出票に記載するメールアドレスは、必ず退職者自身のメールアドレスを記載してください。
→登録完了（ID・パスワードの発行）メールやお知らせは記載していただいたメールアドレスに送信されます。
- 届出票に記載する住所は、現在お住まいの住所をご記入ください。退職理由が転居の方は、転居先の住所をご記入ください。お住まいのナースセンターが復職支援を行います。
- 電話番号はご本人と直接連絡が取れる番号を記載してください。
→復職、就業の意向確認など届け出情報の確認に使用します。

【 届出票提出後の情報変更について 】

- 「就職先が決まった」、「転居した」など情報に変更が生じた場合には、ナースセンターまでご連絡ください。
※これら届け出た事項に変更が生じた場合には、その旨をナースセンターに届け出るよう努めなければならないことも法律上の努力義務に含まれています。（届け出した際に発行されたID/PWで届出サイト「とどけるん」にログインし、ご自身で情報変更入力することも可能です）
※看護協会員の情報変更とは異なりますのでご注意ください。

【 個人情報取り扱いについて 】

届け出ていただく情報は、届出サイト「とどけるん」に掲載している「とどけるん」プライバシーポリシーに基づいて管理し、ナースセンター事業の案内、登録情報の確認、調査票等の送付、統計資料の作成に利用します。なお、本人の同意を得ることなく、第三者に提供しないものとします。

★右記 QR コードより

山梨県ナースセンターのご利用方法や
e ナースセンターについて
ご覧になることができます。



【問い合わせ先】

公益社団法人山梨県看護協会
山梨県ナースセンター
〒400-0807 甲府市東光寺 2-25-1
TEL 055-226-0110
E-mail yamanashi@nurse-center.net